

【 第 3 0 回中標津町まちづくり町民会議報告 】

日時：平成 2 3 年 6 月 9 日（木） 1 9 : 0 0 ~ 2 1 : 1 5

場所：中標津町役場 3 階 3 0 1 号会議室

出席者： 2 3 名（中標津町まちづくり町民会議委員 1 5 名、ファシリテーター 1 名（東田）
職員プロジェクト 2 名、事務局 5 名）

< 会議次第 >

- 1 開 会
- 2 開会挨拶
- 3 議 題
 - (1) 前回の振り返り
 - (2) 全体討議
 - 条文の確認について
 - ・ 第 9 章 条例の見直し
 - ・ 第 1 0 章 条例の位置づけ
 - 条文の内容について
 - ・ 前文
 - 条例の活かし方について
 - 条例の P R 方法について
 - 公布イベントについて
 - (3) 今回の振り返りと次回の確認
- 4 閉会挨拶
- 5 閉 会

< 配布資料 >

- ・ 第 9 章 町民会議修正案
 - ・ 第 1 0 章 町民会議修正案
 - ・ 前文検討案（事務局案、飯島案併記）
 - ・ 全体構成図
 - ・ 条例の活かし方
 - ・ 条例の P R 方法
 - ・ 広報イベント
 - ・ スケジュール
 - ・ 推進体制図
-

<会議結果報告>

[全体討議風景]



1 開会

2 挨拶：杉本会長

3 議題<進行：東田ファシリテーター>

(1) 前回の振り返り

東田ファシリテーターより報告書にて説明

(2) 全体討議

条文の確認について

・第9章 行政運営の原則

事務局より内容を説明。

「中標津町民自治推進会議（仮称）」の名称については、「中標津町自治推進会議」とし、「以下、推進会議」とした。

その他条文について、確認し、町民会議案とした。

[\(第9章町民会議修正案\(P5\)\)](#)

(中標津町自治推進会議)

第39条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として中標津町自治推進会議（以下「推進会議」という）を設置します。

2 推進会議は、町長の諮問に応じ答申し、又は次の事項を審議し、意見を述べることができます。

(1) この条例に基づく政策の制度化、町民参加の状況、条例の運用状況に関する事項

(2) この条例の見直しのに関する事項

(3) 町民が主体の自治の推進に関する基本的な事項

3 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

・第10章 条例の位置付け

事務局より内容を説明。

条文について、確認し、町民会議案とした。

[\(第10章町民会議修正案\(P6\)\)](#)

条文の内容について

・前文

内容について、検討し、事務局がまとめることとした。

[\(前文検討案\(P7\)\)](#)

中標津町は、東経145度、北海道東部の内陸に位置し、知床から摩周、阿寒に連なる山々に守られ、標津川の流に育まれて、ひらけたまちです。

明治の末に始まった原野の開拓は、先人たちのたゆまぬ努力や助け合う心により、冷害凶作などの困難をのり越え、酪農地帯をつくりあげ、さらに、鉄道の分岐点となった市街地では、商工業の発展により、周辺から人が集まる中核的な都市へと進展してきました。

わたしたちは、改めてこのまちの風土や歴史を知り、次世代を担う子どもたちに胸を張って誇れる故郷を築くため、澄みきった空気、豊かな緑、きれいな水を守り、人と人がつながり、人と自然との共生を理想とするまちにしていかなければなりません。

そのために、「みんなの力で明るい豊かなまちをつくる」という町民憲章の精神を尊重し、自ら考え、行動し、決定することによる、町民が主体の自治の実現の礎として、ここに中標津町自治基本条例を制定します。

条例の活かし方について

事務局より内容を説明。

町民会議で追加内容等を再検討することとした。

([全体構成図 \(P 8 \)](#))

([資料 \(P 9 \)](#))

条例のPR方法について

事務局より内容を説明。

町民会議で追加内容等を再検討することとした。

([資料 \(P 1 0 \)](#))

公布イベントについて

事務局より内容を説明。

様々な意見が出されたが、次回、再検討することとした。

([資料 \(P 1 1 \)](#))

[全体討議風景]



(3) 今回の振り返りと次回の確認

東田ファシリテーターより説明

([スケジュール \(P 1 2 \)](#))

次回の町民会議の日程は、下記のとおり予定しております。

第 3 1 回 平成 2 3 年 6 月 2 3 日 (木) 役場 3 階 3 0 1 号会議室

(4) その他

・高橋課長より

推進体制図を元に策定までの流れを説明した。

法制実務等により、条文の表現が変わる可能性があることをご承知おきいた
だきたい旨説明し、委員の了解を得た。

([推進体制図 \(P 1 3 \)](#))

[説明風景]



4 閉会挨拶：飯島副会長

5 閉 会

第9章 条例の見直し

試案	全体討議案
<p>(条例の見直し)</p> <p>第 3 8 条 町長は、この条例の施行の日から起算して 5 年を超えない期間ごとに、この条例の見直しを行うものとする。</p> <p>2 町長は、前項の見直しにあたっては、次条に定める中標津町民自治推進会議に、必要な意見を求めるものとする。</p> <p>3 町長は、前 2 項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(条例の見直し)</p> <p>第 3 8 条 町長は、この条例の施行の日から起算して 5 年を超えない期間ごとに、この条例の見直しを行うものとします。</p> <p>2 町長は、前項の見直しにあたっては、次条に定める中標津町民自治推進会議に、必要な意見を求めるものとします。</p> <p>3 町長は、前 2 項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講じます。</p>
<p>(中標津町民自治推進会議)</p> <p>第 3 9 条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として中標津町民自治推進会議（以下「自治推進会議」という。）を設置する。</p> <p>2 自治推進会議は、町長の諮問に応じ答申し、又は次の事項を審議し、意見を具申するものとする。</p> <p>(1) この条例に基づく政策の制度化、町民参加の状況、条例の運用状況に関する事項</p> <p>(2) この条例の見直しに関する事項</p> <p>(3) 町民が主体の自治の推進に関する基本的な事項</p> <p>3 自治推進会議は、委員 1 0 人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、自治推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(中標津町民自治推進会議)</p> <p>第 3 9 条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として中標津町民自治推進会議（以下「自治推進会議」という。）を設置します。</p> <p>2 自治推進会議は、町長の諮問に応じ答申し、又は次の事項を審議し、意見を述べることができます。</p> <p>(1) この条例に基づく政策の制度化、町民参加の状況、条例の運用状況に関する事項</p> <p>(2) この条例の見直しに関する事項</p> <p>(3) 町民が主体の自治の推進に関する基本的な事項</p> <p>3 前各項に定めるもののほか、自治推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。</p>

第10章 条例の位置付け

試案	全体討議案
<p>(条例の位置付け)</p> <p>第40条 この条例は、中標津町の自治の実現に関する最高規範であり、町民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守しなければならない。</p> <p>2 町民、議会及び行政は、条例等の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用その他行政運営にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>3 議会及び行政は、この条例の趣旨に基づき、各分野における基本条例等を制定し、これらの条例と他の条例等とを体系的に整備しなければならない。</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第40条 この条例は、中標津町の自治の実現に関する最高規範として位置づけます。</p> <p>2 町民、議会及び行政は、この条例を遵守しなければなりません。</p> <p>3 町民、議会及び行政は、条例等の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用その他行政運営にあたっては、この条例の趣旨を尊重しなければなりません。</p> <p>4 議会と行政は、この条例の趣旨に基づき、各分野における基本条例等を制定し、これらの条例と他の条例等とを体系的に整備しなければなりません。</p>

前文（討議案）

事務局案	飯島案
<p>私たちのまち中標津町は、北海道東部の内陸、東経145度に位置し、武佐岳など、知床から摩周、阿寒に連なる山々に守られ、標津川の流れとともにひらけたまちです。</p> <p>明治末期に始まった原野の開拓により全国から集まった人々のたゆまぬ努力と助け合う心により、冷害凶作などの困難を乗り越え、大規模な酪農地帯へと発展を遂げました。その後、鉄道の分岐点となった市街地を中心とする商工業の進展とともに、人と人がつながり、集まる中核的都市へと発展してきました。</p> <p>私たちは、この澄みきった空気、豊かな緑、きれいな水を守るため、改めてこのまちの風土や歴史を知り、人と人がつながり、人と自然との共生を理想とするまち、次世代を担う子どもたちに胸を張って誇れる故郷（ふるさと）を築かなければなりません。</p> <p>私たちは、「みんなの力で明るい豊かなまちをつくる」という中標津町民憲章の精神を尊重し、自ら考え、行動し、決定することによる、町民が主体の自治を実現するため、ここに中標津町自治基本条例を制定します。</p>	<p>中標津町は北海道東部の内陸、東経145度に位置し、知床から摩周、阿寒に連なる山々に守られ、標津川の流れとともにひらけたまちです。</p> <p>明治の末に始まった原野の開拓は、全国から集まった人々のたゆまぬ努力、助け合う心により、冷害凶作などの困難を乗り越えて酪農地帯をつくりあげ、鉄道の分岐点となった市街地は、周辺から人が集まる中核的な都市になりました。</p> <p>わたしたちは、改めてこのまちの風土や歴史を知り、「みんなの力で明るい豊かなまちをつくる」という町民憲章の理念を尊重し、人と自然との共生、人と人がつながるまち、次世代の子どもたちが胸をはって誇れる故郷を築かなければなりません。</p> <p>わたしたちは、自ら考え、行動し、決定することによる、町民が主体のまちづくりを推進するための礎として、この条例を制定します。</p>

部分は、共通語

中標津町自治基本条例

前文

第1章 総則

第1条 目的 第2条 用語の定義 第3条 自治の基本理念 第4条 自治の基本原則

第2章 基本原則に基づく制度

第5条 情報共有及び公開 第6条 個人情報の保護 第7条 町民の意見や提案への対応
第8条 町民参加の機会の保障 第9条 満20歳未満の町民参加の機会の保障
第10条 町民参加の方法 第11条 住民投票

第3章 町民

第12条 町長の権利
第13条 町民の役割

第5章 議会

第18条 議会の役割と権限
第19条 議会の責務
第20条 議員の責務
第21条 議会と行政の役割

第6章 行政

第22条 町長の責務
第23条 執行機関の責務
第24条 職員の責務

第4章 町内会及び町民活動団体

第14条 町内会及び町民活動団体の定義
第15条 町内会及び町民活動団体の役割
第16条 町内会及び町民活動団体に
関わる町民の役割
第17条 町内会及び町民活動団体に
関わる行政の役割

第7章 行政運営の原則

第25条 説明責任
第26条 協働の推進
第27条 総合計画
第28条 財政運営
第29条 出資法人等
第30条 政策法務
第31条 職員の任用及び育成
第32条 行政手続
第33条 行政評価
第34条 危機管理

第8章 連携及び交流

第35条 国及び北海道との連携 第36条 他の市町村との連携 第37条 国内外との交流

第9章 条例の見直し

第38条 条例の見直し 第39条 中標津町自治推進会議

第10章 条例の位置付け

第40条 条例の位置付け

条例の理念・原則

理念・原則を受けた制度

制度の担い手の具体化

条例の維持・発展の制度

中標津町情報公開条例
中標津町情報公開条例施行規則
中標津町情報公開事務取扱要綱
中標津町個人情報保護条例
中標津町個人情報保護条例施行規則
中標津町人事行政の運営等の状況の好評に関する条例
町立中標津病院診療記録等の開示に関する規則
中標津町広報事務取扱要綱
中標津広報誌広報掲載要綱
中標津町電子計算機処理運営規程
中標津町コンピューター利用要領
中標津町ホームページ広告掲載要綱
中標津町審議会等運営要綱(案)
審議会等の手引き(案)
情報提供の手引き(案)
中標津町ホームページ運用要領
中標津町ホームページ(コンテンツ)作成基準
町民説明会等の手引き(案)
町民参加の手引き(案)
中標津町民意募集(パブリックコメント)制度実施要綱
中標津町民意募集(パブリックコメント)制度実施要綱

中標津町行政手続条例、条例施行規則
中標津町聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

中標津町民自治推進会議規則(案)
中標津町民自治推進会議の公募委員の選任に関する要綱(案)

条例のPR方法

周知に向けた取り組み

条例の制定に関しては、条例の意義や内容等についての周知・広報活動が必要となります。

周知広報活動の取り組みの例

- ・町民会議ニュースの発行（1月、3月発行、2回8月、1月予定）
- ・条例素案のパブリックコメントの実施（9月1日～30日予定）
- ・公布イベントの実施
- ・公布段階での住民説明会の実施
- ・町民用逐条解説啓発パンフレットの作成
- ・パブリックコメントの広報（町民会議ニュース）
- ・公布の広報（町民会議ニュース）
- ・施行の広報（町民用逐条解説啓発パンフレットの配布）
- ・広報用DVDの作成、HPでの公開
- ・報道機関の活用PR

条例の活かし方

条例の理念を具体化するための取り組み

この条例には、中標津町の自治の基本理念が掲げられますが、理念の実現のためには、町民参加、地域活動などの具体的な取り組みの積み重ねが必要になります。

行政は、町民参加の環境を整え、地域活動などを推進していくための具体的な取り組みを進める必要があります。

具現化するための取り組み

- ・職員マニュアルの作成
 - 情報提供の手引き
 - 町民参加の手引き
 - 町民説明会等の手引き
 - 審議会等の運営要綱の制定
 - 審議会等の手引き
- ・自治基本条例（仮称）を頂点とする各条例等の分野別体系化
- ・総合発展計画に基づく他の計画の体系化
- ・町民自治推進会議規則の制定
 - 中標津町民自治推進会議（仮称）規則
 - 公募委員の選任に関する要綱、募集方法及び選考基準
- ・実施状況の検証

公布イベントの実施

開催日時

- ・ 24年 1月 1日 公布予定（12月定例会条例提案）
- ・ 2月 9日（木）19時00分～

開催場所

- ・ 文化会館コミュニティホール

広報

- ・ 町民会議ニュース（市街地新聞折込、郡部広報紙折込）

イベントの形式

- ・ フォーラム

イベントの内容

- ・ 講演
- ・ パネルディスカッション
- ・ 広報用DVD上映

役割分担

- ・ 広報
- ・ 司会進行
- ・ コーディネーター
- ・ パネラー
- ・ 講師
- ・ 挨拶（会長・議長・町長）

自治基本条例(仮称)策定推進体制図

